

株式会社ダイヤモンドライン

<会社概要>

商号 株式会社ダイヤモンドライン

本社所在地 大分県大分市生石5丁目3番1号

創業 昭和58年4月

設立 昭和62年10月

資本金 20,000千円

株主 株式会社フェリーさんふらわあ

役員 代表取締役社長 竹井 洋

取締役 吉村 勝浩

取締役 久保 芳朗

取締役 堀内 啓介

取締役 渡邊 恒徳

取締役 桑村 裕人

監査役 田中 宏

営業種目 一般貨物自動車運送事業（九運自第2039号）（近運貨二第222号）
第二種貨物利用運送事業（国官参物第180号）

事業所 本社・本社営業所 大分県大分市生石5丁目3番1号

神戸営業所 兵庫県神戸市東灘区向洋町東3丁目21番

従業員 事務職員15名 乗務員15名 合計 30名（選任運転者数15名）

車両明細 本社営業所…トラクタヘッド10台、シャーシ87台

神戸営業所…トラクタヘッド5台、シャーシ5台

取引銀行 大分銀行

会社沿革 昭和58年 4月 株式会社ダイヤモンドフェリー物流部として発足。

昭和62年10月 株式会社ダイヤモンドフェリーから株式会社ティディエルとして分離独立。

平成3年 1月 株式会社ティディエルから株式会社ダイヤモンドラインに商号変更。

平成5年 8月 営業区域変更認可・新北部九州圏（九運自第1694号）

平成6年 11月 営業区域変更認可・新阪神圏（近運貨二第2414号）

平成8年 4月 株式会社商船三井、株式会社ダイヤモンドフェリーとの連結決算開始。

平成19年 2月 グリーン経営認証登録

平成26年12月 安全性優良事業所（Gマーク）認定

平成28年12月 安全性優良事業所（Gマーク）更新

●代表取締役社長挨拶

当社は、長距離フェリーを利用した物流の一貫輸送を主軸に会社運営をしております。トレーラー輸送と長距離フェリーを組み合わせた一貫輸送体制の構築により、輸送の効率化と環境問題であるCO2削減という社会的要請に対し大きく貢献してきました。今後、本格的な少子高齢化社会の到来に際し、当社の取り組みはますます重要になってくるものと確信し、より一層の安全輸送の確保に努めてまいります。

株式会社ダイヤモンドライン

●運輸安全マネジメント 平成 29 年度（平成29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日）

当社は今般、貨物自動車運送事業法の主旨に基づき、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならないことを自覚し輸送の安全対策は運送会社の最重要課題であり、経営の最高責任者を筆頭に全社員が可能な限り安全に配慮し、高いレベルの方針を基に目標設定、達成の為の計画、立案を行い実行する事、さらにこれらを継続的に実行する為のPDC Aサイクルを活用し、さらなる安全性の確保と向上を計るものである。

●目標及び達成状況

平成 29 年度（平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日）輸送の安全に関する目標及び 達成状況。

【本社営業所】 自動車事故報告規則第2条に規定する事故は、0件でした。

安全管理項目	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度目標
事故件数	3件	3件	2件	0件
対人事故	0件	0件	0件	0件
物損事故	3件	0件	2件	0件
（内訳）対車両	1件	2件	0件	0件
自損事故	2件	1件	2件	0件
物損	0件	0件	0件	0件

※平成29年度目標：事故0件 ⇒ 結果：目標未達成

【神戸営業所】 自動車事故報告規則第2条に規定する事故は、0件でした。

安全管理項目	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度目標
事故件数	2件	0件	1件	0件
対人事故	0件	0件	0件	0件
物損事故	2件	0件	1件	0件
（内訳）対車両	1件	0件	0件	0件
自損事故	1件	0件	1件	0件
物損	0件	0件	0件	0件

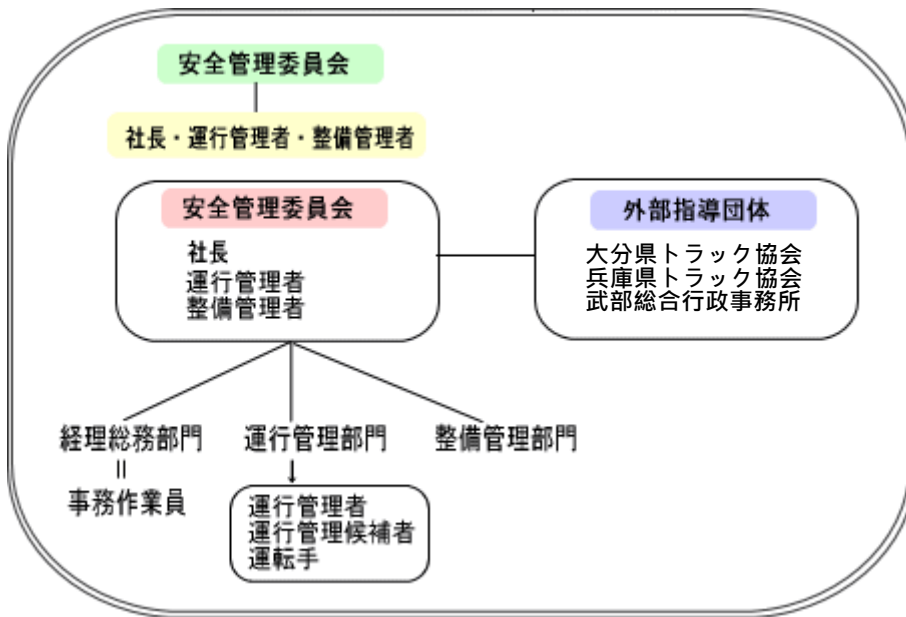
※平成29年度目標：事故0件 ⇒ 結果：目標未達成

<事故防止対策>

- ・事故防止のマニュアル作成
- ・安全確認の徹底
- ・定期的な教育指導

●運輸安全マネジメント導入に対する方針

① 安全管理委員会等の設置



② 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 当社は全従業員に対して、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を教育や日常活動の中で常に意識し徹底させます。
- (2) 当社は運行管理体制の充実と共に、法令に定められた運行管理を適切に機能させます。
- (3) 当社は PDCA（計画・実施・評価・改善）を実施することにより、輸送の安全に関する継続的な向上を図ります。
- (4) 当社は、運輸関連法令の遵守を確実にし、輸送の安全に関する情報について積極的に公表します。

③ 輸送の安全に関する目標の設定

- (1) 休憩休息を十分確保し法定スピード内で走行する事
- (2) 平成 30 年度の目標は車両事故 0 件、人身事故 0 件を目標とする

④ 輸送の安全に関する計画の作成

- (1) 定期的従業員教育、指導者教育の実施
 - ・ 毎月一回、従業員参加による安全会議を実施する。（順法要約説明、事故事例考察、ヒヤリハット訓練、等々）
 - ・ 関係外部機関との連携による運転者講習会の実施（運行管理者指導等）
 - ・ 関係外部機関による運転者適性検査の受診、及び運転者コンテストへの参加
- (2) 確実な実行と従業員支援体制の確立と実施
「スピード管理・飲酒運転の撲滅・従業員の健康状態把握・労務管理」
 - ・ スピード管理→デジタルタコメーター分析による安全指導、管理指導及びエコドライブの考察
 - ・ 飲酒運転→アルコールチェッカーの全従業員完全実施、管理と分析、指導教育
 - ・ 従業員の健康状態把握→運行管理者及び責任者の運転者との日々のコミュニケーションにより従業員の肉体的・精神的な状態を把握し、事故を未然に防ぐ
 - ・ 労務管理の徹底→運行管理者の配車状況報告・確認・指示を明確にし、過重労働の防止、コンプライアンスの重視による運行の実施、運行管理の実施
 - ・ 点呼時における事故状況説明、類似事故防止への注意点説明と事故防止への啓発活動の実施

- (3) 安全運転支援ツール、教育ツール活用による安全技術、知識、意識の浸透
 - ・ ドライブレコーダー等機器活用とデータ分析、及び従業員教育の実施
 - ・ 各種教育ドキュメント、情報の活用による従業員教育の実施
- (4) 運輸安全統括管理者による内部監査の実施と改善指導

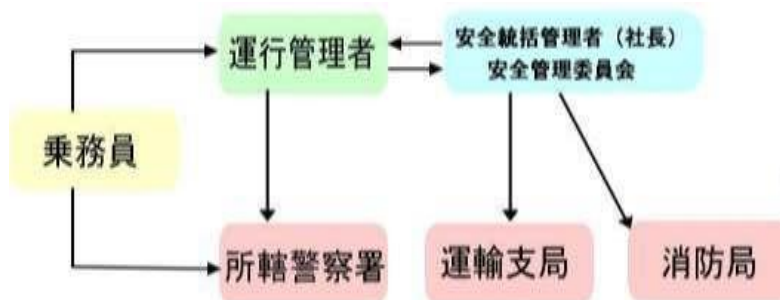
⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修

- (1) 事故防止のマニュアル作成
- (2) 安全確認の徹底
- (3) 定期的な教育指導

⑥ 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

- (1) 社内掲示と安全会議での周知を図る
 - ・ 安全マネジメント基本方針
 - ・ 目標値・目標達成状況
 - ・ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故統計
 - ・ 組織体制（安全委員会）
 - ・ 計画書
 - ・ 報告連絡体制
 - ・ 安全管理規程
 - ・ 教育及び研修計画
 - ・ 内部監査結果と処置
 - ・ 行政処分後の改善内容

⑦ 事故・災害等に関する報告連絡体制



⑧ 安全マネジメントの結果

- (1) 本社営業所 平成29年度の輸送の安全に係わる行政処分 なし
- (2) 神戸営業所 平成29年度の輸送の安全に係わる行政処分 なし